



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851
 銀座事務所 〒104-0061
 東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階
 TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

“Win Win World”

「統計データの見方」

少々古いデータになりますが、2006年10月10日に金融広報中央委員会が公表した「家計の金融資産に関する世論調査（平成18年）」によれば、日本人の金融資産保有額の平均は**1,073万円**だそうです。「え、そんなにあるの？」と思いませんか？しかもこのデータ、貯蓄「0」世帯も含んでいます。同時に「中央値」も公表されています。「中央値」とは調査対象を大きい順（もしくは小さい順）に並べたときの真ん中の順位になるところです。この中央値は420万円になります。さらにこの中央値を2人以上世帯と単身世帯にわけると、前者が470万円、後者が75万円だそうです。いかがですか？ようやく感覚にあってきませんか？

もう一つ、「最頻値」と呼ばれるデータの見方があります。仮に金融資産の保有額を「0」、「1～250万円」「250万超～500万円」・・・と250万円刻みにグループ分けしたときに、どのグループがもっとも多いか？を意味します。実はこのデータでは「0」世帯が20%以上で最頻値です。一方で保有額3,000万円超の世帯が8%以上います。

これらのデータから「平均値の1,073万円とは一部のお金持ちがデータを引っ張り上げている。」のが実態かどうかはええ。このように「平均」は必ずしも実態を表していません。

企業経営者の皆様は意思決定にさまざまなデータをご利用になると思いますが、「平均値」「中央値」「最頻値」を見比べてデータが表していることを正確に読み取ってください。

ちなみに中央値は「メジアン (MEDIAN)」、最頻値は「モード (MODE)」と呼ばれ、EXCELの関数式にもありますので資料作成にご利用ください。

国際税務

「無形資産に係る和解金」

グローバル化が進み、国内に留まらず海外にわたってソフトウェアや著作権などの無形資産の問題が広がっています。ある日突然、特許権の侵害を外国法人に指摘され、和解金を請求されることもありえます。この場合に支払う和解金は税務上どのような扱いをすればよろしいでしょうか？

① 和解金を損害賠償金とみる説

所得税法では、心身や資産に加えられた損害を補填する性質の支払額は、損害賠償金に該当し、非課税所得として扱っています。そして、非課税所得であれば、支払時に源泉徴収の必要もなく、課税関係はありません。

② 和解金を過去の使用料とみる説

和解金以外の支払がないと仮定すると、和解金を過去の特許権使用料と考えることができます。使用料に該当すると、所得税法上の国内源泉所得に該当し、支払時に源泉徴収の必要があります。

- 判例等では、和解金はその特許権等を侵害してきた期間に対応する使用料に相当するとして、国内源泉所得に該当し、源泉徴収の必要があるとされています。所得税法にいう損害賠償金は、心身や資産に加えられた損害を補填する性質を持つものであり、本来所得となるべきものや得るべき利益を喪失した部分は、この損害賠償金に該当しないと考えられています。もちろん、使用料としての性質がない和解金である場合やその他個別の事例により異なる取扱いになることがあります。